

掲示場用ポスター作成請負契約書

発注者（候補者）

（以下「甲」という。）と請負者

（以下「乙」という。）とは、令和 8 年 11 月 22 日執行の鳥取市議会議員選挙において、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、次のとおり掲示場用ポスターを発注し、乙は、これを請け負うものとする。

(1) 規 格 c m × c m

(2) 数 量 枚

(3) 納 期 令和 年 月 日

2 請負代金は 1 枚につき金 円（消費税相当額を含む）とし、
総額金 円とする。

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条第 1 項（同条第 2 項に準用する場合も含む。）の規定により鳥取市に帰属することとならない場合においては、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を鳥取市長に対して請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代 表 者

印

参 考

- 1 請負人は、市長に対し請負代金を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスターの作成契約は、印紙税法別表番号 2 に掲げられている請負に関する契約書に当たり収入印紙が必要である。